

第5回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成23年1月25日（木）13：30～14：33

場 所：安城市役所 本庁舎 第10会議室

出席者：加藤勝美委員・大参斌委員・太田克子委員・柴田茂博委員・大場順也委員
山内正幸委員・大野裕史委員・古濱利枝子委員・草苅玲子委員
小森義史委員・石川政子委員・小鹿登美委員・昇秀樹委員

欠席者：二宗博美委員

事務局：永田副市長・磯村市民生活部長・犬塚市民活動課長・長谷市民協働係長
竹内主査・中山主事

傍聴者：1名

事務局： 時間までにお集まりいただきありがとうございます。また、寒い日が続いております、ご自愛いただきたいと思います。それでは、第5回目になります審議会をただいまから開催させていただきます。

本日の会議におきましては、二宗委員から欠席の連絡を頂いております。また、古濱さんが少し遅れてみえますが、始めさせていただきます。

初めに、市民憲章の唱和をお願いしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。なお、市民憲章は、次第の裏面に印刷してありますのでご覧下さい。

－市民憲章唱和－

事務局： ありがとうございます。ご着席下さい。今回の審議会に傍聴の方がお見えになります。市民会議の支援をいただいているコンサルタントの方、また市民会議の方も見えるという話を伺っていますが、よろしくお願いします。それでは始めに、加藤会長から挨拶をお願いします。

1 あいさつ

加藤会長： こんにちは。大変ご苦勞様です。今日で第5回の会議です。過去4回いろいろなみなさんからいろんな意見を出していただき、そしてやっと答申が出せるまでになったわけです。ここでは皆様のご協力に感謝を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

永田副市長： 改めましてみなさんこんにちは。大変お忙しいところ、安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会にご出席ありがとうございます。

今、会長さんの話にもありましたように、今回で5回目を迎えるわけですが、今年は初めての審議会ということです。これまで市民参加条例の案

についてご協議願ひまして、昨年の１２月から今年の１月にかけて、パブリックコメントの意見募集を行ってきました。今日はその結果についてご協議をお願いしまして、条例案としてこの会でご了承いただければ、先ほどの会長さんのお話にもありましたように、市長への答申を済ませ、この３月議会に条例として議会の方に上程していきたい、という考えを持っています。

そして今後については、協働に関する指針あるいは協働に関する条例作り、こちらの方のご審議をお願いすることになります。また、今日の議題にもありますように、協働に関してはすでに、市民会議の方々に昨年の１０月から３回ほど協働についての会議を開いていただいて、ご協議をいただいていますので、今日はその内容について報告させていただきます。

いずれにしても皆様方には、まことに恐縮ですが、引き続いて安城市の市民参加条例と協働に関する指針作りにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： それでは、これより議事に移らせていただきます。ここからの進行は加藤会長をお願いいたします。

加藤会長： それでは、議事を進めさせていただきます。「議題（１）市民参加条例（案）に対するパブリックコメントによる提出意見と市の考え方について（資料１）」、事務局より説明願ひます。

２ 議題

（１）市民参加条例（案）に対するパブリックコメントによる提出意見と市の考え方について（資料１）

【資料確認】

資料１ 安城市市民参加条例（案）へのパブリックコメントによる意見募集結果

資料２ 安城市市民参加条例（案）

資料３ 安城市市民参加条例施行規則（案）

資料４ 市民会議（あんねっと）ステップ４おもなプログラムの流れ

事務局： 資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、お手元にございますでしょうか。

それでは、議題（１）を資料１に基づいて説明させていただきます。

１ページをご覧ください。パブリックコメントの実施状況につきまして、意見の募集を平成２２年１２月６日（月）から平成２３年１月５日（水）の期間で行いました。募集方法は、市民活動課・市政情報コーナー・中央及び地区公民館の窓口及び市公式ウェブサイトとサイト内のあいち簡易電

子受付サービスを使い、意見募集を行いました。公民館には、閲覧用1部だけではなく貸し出し用としてもう1部配布をしました。

今回提出された意見は、全部で52名から6項目59件いただきましたが、その中で住所・氏名が記入されている方は、19名で6項目26件でした。なお、利害関係者の欄に丸印が記入されている方がほとんどです。19名の方のうち、市内に通勤する方1名、市内に事業所を有する方1名でございました。

意見の提出は、提出方法の内訳を見ていただいて、Eメールとホームページからのものが大半となっております。なお、安城市内の方からは、意見はございませんでした。

次に、意見の概要と市の考え方につきましては、意見があったところは、「市民の定義」について、「外国人参政権を認めることになるので、国籍条項を設けるべきではないか。」逆に、「住民だけに限定すべきではないか。」という意見がほとんどでした。その意見に対する市の考え方は、「「市民」の定義は、自治基本条例の定義と同様としていますので、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決には、行政だけでなく市民の力が不可欠です。市の施策の企画立案などに市民の意見を伺い、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づき、「市民」とは、住民（市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。）のほか市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。」としています。

次に2ページをご覧ください。

「市民参加の定義」について、条例の告知をしなければならないという意見には、「この条例が有効に活用されるよう目的及び内容について、十分市民に周知していきます。」としています。

「市民政策提案手続」について、「地方自治法に条例制定請求の規定は50分の1以上の連署とあるのに対し、10人以上の連署となっていることに矛盾している。」という意見には、「市民政策提案手続の対象事項は、市長その他の執行機関が行う、当条例第6条第1項の各号に規定する対象事項に該当するものであって、かつ、同条第2項に該当しないものに限っていますが、より多くの市民の方から政策提案をいただきたいため、10人以上としています。」これは、議会への請願、陳情また地方自治法の直接請求にあるような重く受け止める制度ではなく、もう少し軽く、気楽に提案できる制度として位置づけています。「市長への手紙」のように一人の提案にも耳を傾けますが、もう少し責任ある10人以上の市民からの政策提案をしていただくという趣旨のものです。

「推進評価会議の設置」について、「委員会などの公募委員の任命については、市長の任命、議会の承認が必要ではないか。あるいは、無差別抽出

（無作為抽出？）した該当者のみに応募資格の方法がより好ましい。」という意見には、「推進評価会議は、公募市民と学識経験者等からなる15人以内で組織します。委員の選定にあたっては、附属機関の設置目的に相応しい構成となるよう留意します。」としています。

その他として、「自治基本条例があるので市民参加条例はいらない」などの意見がありましたが、「安城市自治基本条例の委任事項「市民参加の権利」を保障するため、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意する」ことに基づき定めています。」としています。

結果として、多くの意見をいただきましたが、今回のパブリックコメントにより提出された意見で市民参加条例（案）を修正した事項はございませんでした。公表としては、広報の紙面の都合もありますが、「市民の定義」のところを公表していきたいと思います。

なお、人数については、「利害関係者」を「本当に利害のある、土地所有者の方や生活に影響のある方」と捉えさせていただきまして、実際は2人1件出ていますので、「市民の定義」についての部分を公表していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

昇委員： 安城市内の方が一人もいなかったという事ですね。例えば滋賀県で琵琶湖のブラックバスを規制するかどうかについて、日本で一番最初にパブリックコメントをしたのです。すると全国の団体から、同じ文面で大量に意見がきてパンクしたのです。片一方はブラックバスを釣りたいからとんでもない、片方は自然保護の方から規制していったほうがよいというものでした。名前は違うのですが、同じ文面なのです。これは、そういうことではないのですか。

事務局： 昇先生からご質問いただきましたように、今回のパブリックコメントでは全国から意見をいただきました。この背景には、現在全国でたくさん行われているパブリックコメントの中で特に、自治基本条例やまちづくり条例これに類するような名前のものを検索してきて、ウェブ上のブログで、（外国人の参政権について）外国人の関わることについて、みなさんで意見を出し合いましょう、という文面がありまして。コピーしてこちらに届けるというやり方で、たくさんきております。これをカウントすると全部で52名の方が出しておりますが、パブリックコメントでは氏名住所を書くようになっていますが、その中で書かれたのが19名。但し、その19名も特定できるかどうかは難しいです。

2名の方が安城に勤務している、あるいは、事務所が安城にあるということでしたが、それもどこにあるかは確認出来ません。

この（出された意見の）意味は、常設型の住民条例を作ると、（悪い言い方をすると）日本の各市が外国人にのっとられてしまう、それを危惧して国籍条項を載せましょうというような内容です。意見の出され方は、昇先生のおっしゃるとおりです。

昇委員： 文章は同じなのですか？

事務局： 全てではないですが、ほとんど同じです。

加藤会長： それでは、委員会を休憩にいたします。

－休憩－

－再開－

太田委員： パブリックコメントを頂く際に住所氏名は書かなければいけないというふうになっているのですよね。それは調べるか調べられないかの問題が入ってきますが、一応住所や氏名が書かれていないものについては、受け付けなくても良いのではないかと思います。はじめの約束の住所氏名書くのが原則というのに、書いていないのは、数に入れなくても、その意見を入れなくてもいいのでは。私の頭の中で整理するとそうなるのですけど。

事務局： 52名中19名について住所氏名が記載されていました。

加藤会長： それでは、今まで出た意見に関して、事務局の方で検討していただき、やっていただきたいと思います、よろしくお願いします。

事務局： それでは、説明させていただいた中で、最終的にパブリックコメントについての公表については、（住所氏名の記載のあった）19名26件の公表をしていくことにさせていただきたいと思います。

（拍手）

加藤会長： ありがとうございました。全員いい拍手でしたので満場一致ということでお願いしたいと思います。

加藤会長： 続きまして、「議題（２）市民参加条例の今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

（２）市民参加条例の今後のスケジュールについて

事務局： 提出された意見に対する市の考え方の公表については、２月１５日号の広報あんじょうと市のウェブサイトなどで公表していきます。１９人２６件ということで公表します。

次に、会長から市長への答申があります。資料２が市民参加条例（案）になります。

（条例案は）パブリックコメントによって変えたところはありませんが、条例の第９条第５項「市長その他の執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催日時、開催場所、議題などについて、公表するように努めるものとする。」と載っていましたが、（あらかじめを）「事前に」ということに変えました。これは第１０条「市長その他の執行機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表するものとする。」と言葉を合わせるための修正です。内容については何ら変わっておりませんのでお願いします。

明日、１月２６日（水）午後４時から第１市長応接において審議会の加藤会長から市長に市民参加条例を答申していただきます。ただいまから、市民参加条例の答申案を配布いたしますのでご確認をお願いいたします。

－答申案配布－（答申案の確認）

事務局： この答申案と資料２条例（案）を市長に答申していきたいと思います。急な話で申し訳ございませんが、明日の答申に、委員の方で出席できる方がいらっしゃいましたら、明日４時１０分前までに市民活動課までお越しください。いかがでしょうか？

加藤会長： もしよければ、仕事休んできてください。一緒にご参加いただければ是非と思います。挙手していただけると。

事務局： 大人数であれば、部屋を変えますので。もしわかるのであれば。

－委員挙手－

事務局： 市民会議で副会長をしておられる小鹿さん、石川さんが出席していただけるということで、会長と３人で一緒に答申していただきます。

事務局： 次に資料3をご覧ください。参加条例施行規則になります。まだ（案）の段階です。1月中旬に市の各課にこの規則についての影響調査を行っておりまして、その結果待ちです。それを踏まえ、変更する箇所もあるかと思いますが、市民会議の条例素案（にあった内容）から規則で謳うことにしたものについて、規則にしてあります。

規則第2条公表の方法、第6条傍聴の手続、第8条市民説明会、第9条ワークショップという形で規則の方で規定させていただきます。

また、変更点としましては、公表の方法の第2条につきましては、「条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする」というところで、1号は「市の広報紙に掲載する方法」の「方法」を削除し、「市の広報紙への掲載」に読み替える予定をしています。

また、第3条第2項につきましては、「委員を公募する期間は、原則として2週間以上とする」の「原則として」を削除する予定をしています。2週間以上です、ということだと思います。

なお、条例の引用文を追加することもありますし、（5、6ページにあります）様式第1、第2においては若干の変更があると思いますが、内容についてはこのようなことを規則の方でうたっていきたいと思います。

条例につきましては、3月議会の方に上程をさせて頂きまして、規則についても例規審査会を経まして、3月議会の条例の制定にあわせて公表していきたいと思いますのでお願い致します。以上です。

加藤会長： ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

草苅委員： 第10条の政策提案なんですけど、ずっと上の方を見ますと、公表するように努めるものとする、とかでているのですが、政策提案についての結果の市民への提示とかはどう考えてますか。

事務局： 市民政策提案手続の回答につきましては、まず条例に第11条にありますので、そこの中で署名をして出してください。特に、規則の中で書き出してはいないのですが、今考えているのは逐条解説の中で検討結果については提案者に回答し、なおかつ公表もしていきます、ということを約束して行きたいと考えています。あえて規則には書き出してはいません。特に、市民政策提案手続については、提案者にも回答していきますよという事を、逐条でうたわしていただきたいと思います。

大野委員： 一番最後の署名簿のところですが、安城市との関わりの欄に市内に通勤、通学している人などはあるのに、市内に住所がある人は丸を付ける

ところは無いのですか。

事務局： この表の意味としては、安城市外の住所を有する方のみに丸をうってもらうことです。ただ安城市の関わりとか書いてあるのは過敏になりすぎているのかもしれないですが。

大野委員： 逆に言うと何故安城市に住んで無い人だけに一々これを聞くのか。安城市にはこの4つでしょう、と言う言い方をしておいて、安城市に住んで無い人には特別に申告しておくのは、ちょっと変なような気がしました。だって、住んでいなくたって住所は書きますよ。

加藤会長： それでは、みなさん、議題2については、ご理解いただけたということではよろしゅうございますか。

続きまして、議題3 市民会議における協働の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

(3) 市民会議における協働の進捗状況について

事務局： 資料4をご覧ください。市民会議の「あんねっと」が平成21年12月の第1回から昨年の12月までに14回のワークショップを行ってきました。ただし、協働について議論を始めたのが、10月6日の第12回目からになります。これがステップ4の段階です。

第12回目では、＜協働編①＞として、「安城市の協働の現況」、「協働って?」、「そもそもなぜ協働? (協働の目的・効果)」としたグループワークを行いました。

2ページをご覧くださいますと、協働の定義の確認から始め、安城市における町内会の数や市民活動団体（わくわくセンターに登録されている団体数）を確認しました。その後、4つのグループに別れ、「なぜ協働か?」について意見を出し合いそれをまとめたものです。

協働の目的・ねらいの本質では、人材を活かす、各種団体の強みを活かす、協力していくことでだれもが幸せに暮らし続ける、3つ目では幸せ、次に共助みんなで助け合う、共生生きて、共活活動する、力は1+1は5になる、パワーアップする、というように、グループで分かれて話してこういったものになりました。

第13回目では、＜協働編②＞として、市内の協働事例を知っていただくためのゲストトークとしまして、この策定審議会委員であります、草薙委員も所属します「安城生涯学習まちづくり企画人」において、企画人（きかくびと）の目的、これまでの活動内容や協働について話をしていただき

ました。その後、安城で「できていること・強み」の部分と「足りないこと・弱み」としてメンバーの経験などを踏まえ意見を発表したものをまとめたものが3ページになります。

「できていること・強み」では、活動団体への支援として、印刷などの支援や相談、また市民交流センターが昨年の4月にできたことや各地区公民館・福祉センターなどでの場所の提供があるなどの意見があります。団体の充実や人の充実、協力関係ができているという意見がありました。

逆に「足りないこと・弱み」では、団体については、NPO法人の絶対数が足りないのでは。人については、参加する人が限られている・子育て世代の参加が少ない。各団体や各種プレイヤーとの連携不足がありました。情報発信やPRも足りないのではという意見が多数ありました。コーディネーターする人が不足しているなどが弱い部分であるという意見がありました。活動資金についても、活動資金援助の仕組みづくりなど足りないと言う意見もありました。協働に対する認識が足りないということでした。

これからの協働を推進していくための支援方法としての「ひと・場所・カネ・情報・仕組み・体制」などについて今後検討していかなければならないと考えています。

第14回目は、12月1日に行いましたが、＜協働編③＞として、市民活動団体、市、事業者、その他とした各プレイヤーの役割・責務について3つの班に分かれ、意見を出し合い、それぞれのプレイヤーの役割・責務についてまとめました。4ページをご覧ください。

市民活動団体等（市民も含む）では、活動団体同士が向き合う、自主的・自発的に考え行動するや情報提供・透明性の確保、目的と目標の共有、コーディネーター能力が必要であるなどでした。

市は、情報の提供や、お金などの事業活動などの支援、協働を実践する人を含めた体制作り、その他、行政の下請けにしないなどあがりました。

事業所は、市民活動の理解や人・金の支援、地域貢献などがあげられています。

次に5ページですが、「協働をすすめるうえで必要なものは？」として話し合い、安城で「協働」を推進するために必要なもの提案ベスト3として意見をまとめました。

「あ」の班は、1位PR、2位表彰（褒章）制度、3位団体育成につながるスキーム（道筋）の構築となりました。

「い」班は、1位意識作り、2位協働提案事業、3位お金となっています。

「う」班は、1位人 つなぐ人、2位人 自立できる団体、3位人 市の職員という結果となりました。

第15回目を来月2月16日に行います。第12回から第14回までの

市民会議で行った、現状把握、協働の目的・効果、プレイヤーの役割、協働を推進するために必要なもの、協働に関する基本的な考え方を検討してきました。自治基本条例の「市民が主役の自治」を実現するための「協働」の基本方針を確認することを行っていく予定になっております。以上が市民会議における「協働」についての進捗状況になります。

今後の市民会議は、平成23年度も月1回程度継続して行っていき、協働の推進方法や支援策についてまとめ、協働に関する指針（案）になるものを構築して参りたいと思います。メンバーも今年度末から追加で募集していきたいと考えております。

なお、皆さま方の、この策定審議会につきましては、来年度も継続してお願いしたいと思っております。平成23年度は4、5回を予定しております。あんねっとの案についてご審議をお願いしたいと思っております。以上で終わります。

加藤会長： ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問がありましたらお願いいたします。

別段ご質問が無いようですので、十分ご理解いただけたという事で、進めていきたいと思っております。

以上で議題について終わらせていただきます。事務局、お願いします。

事務局： それでは、次第3のその他ということで、事務局よりご連絡します。

3 その他

事務局： 今日1枚チラシの方をお配りしました。「自治基本条例1周年記念お茶しながらわいわい語り合おう会」というイベントを行います。主催、共催を含めてですが、自治基本条例の市民会議のあんき会、市民参加条例と協働に関する指針を考える市民会議のあんなねっど、安城市という事で主催をしております。日時は2月27日（日）1時30分から4時ごろまで安城市民交流センターで行います。内容につきましては、テーマについて、集まっていたいただいた方で、楽しくお茶をしながら語り合っていく内容です。定員は80名程度となっておりますが、みなさんにもお声をかけてもらって、いろんな市民の方が参加できたら、と思います。よろしくお願いします。

事務局： 審議会は来年度もありますので引き続きお願いします。

なお、柴田委員におかれましては、理事長職を交代されるということで、次回からは新しい方に交代されるということです。

事務局： 以上をもちまして、第5回の審議회를終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

14：33終了